平成２６年（フ）第１５号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真239番地
債務者　西口　治彦
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第２２０号
奈良県生駒市生駒台南８番地７
債務者　永光精機こと　川地　　進
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝岡　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４３号
北海道旭川市春光台２条３丁目８番18号
債務者　横井　一博
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５号
熊本県玉名市中1256番地４
債務者　椎葉　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八塚　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第５６号
熊本県玉名市中1256番地４
債務者　椎葉　敏子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八塚　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３６号
静岡県掛川市緑ケ丘１丁目19番地の24　パールハイム203号、旧住所静岡県掛川市緑ケ丘１丁目15番地の１　第一名月荘１―Ｄ
債務者　市川　　清
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
三重県度会郡大紀町錦346番地47
債務者　阪口五代美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１２２号
静岡県焼津市小土897番地の７　パルティールＳ105
債務者　鈴木　順二
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　　海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７号
佐賀県唐津市佐志浜町4117番地
債務者　宮崎　貴光
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０号
宮城県登米市迫町佐沼字西舘下132番地４　ＩＮＳＰＩＲＥ101
債務者　鎌田　善信
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１０３号
島根県松江市東津田町1141番地
債務者　小島　清子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０４号
島根県松江市東津田町1141番地
債務者　小島美津子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７７０号
大阪府東大阪市横沼町１丁目４番５号　第一コーポ春日荘406号、前住所大阪府東大阪市西堤西３番20号　ウイン高井田802号
債務者　西野　智強
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６８号
大阪市港区弁天５丁目11番６号エスポアール・ベンテ603号
債務者　小川　守雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３２号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番３号　ツインハイツＢ302号
債務者　濱岸　敏昌
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０４１号
大阪市住之江区粉浜３丁目12番12号　ウィステリア粉浜501号
債務者　宮本　淑江（旧姓赤木）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３４号
大阪府摂津市東一津屋13番３―2001号　Ｎステーションビル
債務者　安本　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部